【案 ①】

源泉徴収義務者のみなさまへ

所得税の定額減税制度について八女税務署からのお知らせ

- 令和6年度税制改正のための税制改正法案が成立した場合、所得税の 定額減税(1人あたり最大3万円)が実施され、源泉徴収義務者のみ なさまにおかれては、令和6年6月支給の給与に係る所得税額から減 税額を控除する「定額減税事務」を実施することとなります。



- 国税庁ホームページの定額減税特設サイトに制度解説動画やQ&Aなどの情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。
- 税務署では定額減税制度に関する説明会を開催します。

| 開催日 | 開催時間 | 定員 | 開催場所 |
|--------------|----------------------|-----|---|
| 令和6年4月15日(月) | 14:30~15:30 (60分) | 70名 | 立花市民センター イベントホール (八女市役所 立花支所) (八女市立花町原島108-1) |
| 令和6年4月19日(金) | 10:00~11:00 (60分) | 30名 | 八女税務署 2階会議室 (八女市本町510) ・駐車場に限りがありますので、公共交通 機関をご利用ください。 |
| 令和6年5月14日(火) | 14:30~15:30 (60分) | 30名 | 八女税務署 2階会議室 (八女市本町510) ・駐車場に限りがありますので、公共交通 機関をご利用ください。 |
| 令和6年5月15日(水) | 14:30~15:30 (60分) | 70名 | 立花市民センター イベントホール (八女市役所 立花支所) (八女市立花町原島108-1) |

- ※1 立花市民センター駐車場は、庁舎前ロータリーではなく駐車スペースを使用してください。
- ※2 説明会は事前予約制です。参加をご希望の方は、 右の事前予約先まで電話で予約してください。 なお、LINEアプリからも予約できます。 詳しくは、定額減税特設サイトをご覧ください。
- ※3 定員に達した場合は、ご参加いただけません。
- ※4 説明会の日程は随時更新しています。 最新版は国税庁ホームページの「定額減税特設 サイト」をご覧ください。

事前予約(問合せ)先

八女税務署 法人課税部門 担当 東、松本 Tel:0943-23-5344 (直通)

源泉徴収義務者のみなさまへ

所得税の定額減税について八女税務署からのお知らせ

令和6年度税制改正のための税制改正法案が成立した場合、所得税の定額減税(1人あたり最大3万円)が実施され、令和6年6月支給の給与に係る所得税額から控除を開始することとなります。

詳しくは、国税庁ホームページの定額減税特設サイトに、制度解 説動画やQ&Aなどの情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。 また、税務署では、定額減税制度に係る説明会(事前予約制)を

また、税務署では、定額減税制度に係る説明会(事前予約制)を 実施します。説明会の情報は、特設サイトをご覧いただくか、最寄 りの税務署へお問い合わせください。

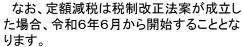


定額減税特設サイト

【案 ③】

源泉徴収義務者のみなさまへ 所得税の定額減税についてのお知らせ

所得税の定額減税について、国税庁ホームページの定額減税特設サイトに、制度解説動画やQ&Aのほか、説明会の案内を掲載していますので、ぜひご覧ください。





定額減税特設サイト